**指定地域密着型サービス事業所の指定更新について**

資料１

１　指定更新に関する運営協議会の役割

　　市区町村の長は地域密着型サービス事業所の指定更新に当たり、あらかじめ被保険者等の意見を反映させるための必要な措置を講じるよう努める必要があります。

　　そこで、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため設置される運営協議会（委員会）において意見を求め、質の確保や運営評価等の必要事項を協議することにより、必要な措置を講じることとしています。

２　地域密着型サービスについて

　　地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市区町村で提供されるサービスです。

　　事業者はその特性を活かし、地域に沿ったサービスを提供することで、被保険者のニーズにきめ細かく応えることできると期待されています。

当該サービスは、提供市区町村の長による事業所指定を受けることで、当該事業所を利用する被保険者に対する保険給付を受けることができ、また指定基準に沿って運営がされているか定期的に確認するため、指定の効力に６年間の期限が設けられています。

そのため、指定の有効期限満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があります。

３　申請内容

　①愛の家グループホーム南流山

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所 | 名　　　　　　　称 | 愛の家グループホーム南流山 |
| 所　　　在　　　地 | 流山市鰭ヶ崎１３１１ |
| 指定更新予定年月日 | 令和元年８月１日 |
| 指定を受けるサービス | | 認知症対応型共同生活介護  介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。 |
| 申請者 | 名称 | メディカル・ケア・サービス株式会社 |
| 主たる事務所所在地 | 埼玉県さいたま市大宮区大成町  １－２１２－３ |
| 代表者職氏名 | 代表取締役　山本　教雄 |
| 人　員 | 管理者 | １名（常勤兼務） |
| 計画作成担当者 | １名（常勤兼務） |
| 介護従事者 | ６名（常勤専従5、非常勤専従1） |
| 主な掲示事項 | 営業日  営業時間 | ２４時間、３６５日  日中営業時間（６：００～２１：００）  夜間営業時間（２１：００～６：００） |
| 利用定員 | ９人 |
| 利用料 | 介護報酬告示上の額の１割～３割 |
| その他の費用 | 特になし |
| 通常事業実施地域 | 流山市 |
| その他 | 併設施設等 | 特になし |

②ひまわりの家

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所 | 名　　　　　　　称 | ひまわりの家 |
| 所　　　在　　　地 | 流山市三輪野山１－９８７ |
| 指定更新予定年月日 | 令和元年８月１日 |
| 指定を受けるサービス | | 小規模多機能型居宅介護  介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 通いによるサービスを中心にして、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。 |
| 申請者 | 名称 | 社会福祉法人東京さくら福祉会 |
| 主たる事務所所在地 | 東京都世田谷区桜丘4-7-17 |
| 代表者職氏名 | 理事長　園田　久子 |
| 人　　員 | 管理者 | １名（常勤兼務） |
| 介護支援専門員 | １名（非常勤専従） |
| 看護職員 | ２名（非常勤専従） |
| 介護職員 | １３名（非常勤専従） |
| 主な掲示事項 | 営業日  営業時間 | ２４時間、３６５日  通所基本時間（１０：００～１７：００）  （電話転送による２４時間体制） |
| 登録定員 | ２４人 |
| 利用定員 | 通所：１２人、宿泊：４人 |
| 利用料 | 介護報酬告示上の額の１割～３割 |
| その他の費用 | 食事代350～450円、宿泊代2,500円 |
| 通常事業実施地域 | 流山市 |
| その他 | 併設施設等 | 特になし |